

郡山市公共下水道整備事業

実施方針

令和6（2024）年9月

郡山市上下水道局

目次

1. 事業の概要.....	1
1.1 事業の目的.....	1
1.2 事業名称.....	1
1.3 調達対象工事.....	1
1.4 事業場所.....	2
1.5 管理者の名称.....	2
1.6 対象施設.....	3
1.6.1 御前南第一地区.....	3
1.6.2 御前南第二地区.....	5
1.7 調達概要.....	7
1.8 業務範囲.....	7
2. 公募手続き.....	9
2.1 公募スケジュール.....	9
2.2 各種手続き.....	10
3. 応募に関する条件.....	11
3.1 応募者の前提要件.....	11
3.2 技術者の配置要件.....	15
3.3 応募資格の喪失.....	17
4. 審査及び選定に関する事項.....	18
4.1 選定審議会.....	18
4.2 審査基準.....	18
4.3 優先交渉権者の選定.....	18
4.4 選定におけるJVの構成.....	18
4.5 審査結果の公表.....	18
5. 提出書類の取扱い.....	19

5.1 提出における前提	19
5.2 著作権の帰属	19
5.3 特許権等の取扱い	19
6. 受注者の責任	20
6.1 基本的考え方	20
6.2 要求水準と契約不適合	20
6.3 予想されるリスクと責任分担	20
7. 発注者による監督	21
8. 契約に関する事項	22
8.1 制限価格	22
8.2 契約保証金	22
9. 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	22

1. 事業の概要

1.1 事業の目的

郡山市（以下「本市」という。）では、市民の皆様に快適な暮らしを提供するため、自然環境及び生活環境の保全に努め、下水道未普及地域の早期解消を目途とし、下水道未普及解消事業を進めている。現状、本市の汚水処理人口普及率は 93.9%（令和 5（2023）年度末現在）となっており、より一層の効率的・効果的な事業推進が求められる状況にある。

このような状況を踏まえ、国が目標として掲げている令和 8 年度末までに汚水処理人口普及率 95%を達成するために、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法として、設計・施工一括発注方式（以下「DB 方式」という。）を採用することとした。

以上を踏まえ、DB 方式による官民連携手法を採用することにより、効率的・効果的な事業の推進が図られ、整備加速化が達成されることを事業の目的とする。

1.2 事業名称

郡山市公共下水道整備事業（以下「事業」という。）

1.3 調達対象工事

事業の実施にあたっては、御前南地区を対象としており、表 1-1 に示す工事の調達を予定している。

表 1-1 事業で予定する調達工事

対象地区	調達工事地区名	備考
御前南	御前南第一地区	御前南土地区画整理事業地区内の公共下水道未供用地区のうち一級河川南川以北の区域
	御前南第二地区	御前南土地区画整理事業地区内の公共下水道未供用地区のうち一級河川南川以南の区域

1.4 事業場所

図 1-1 のとおりとする。

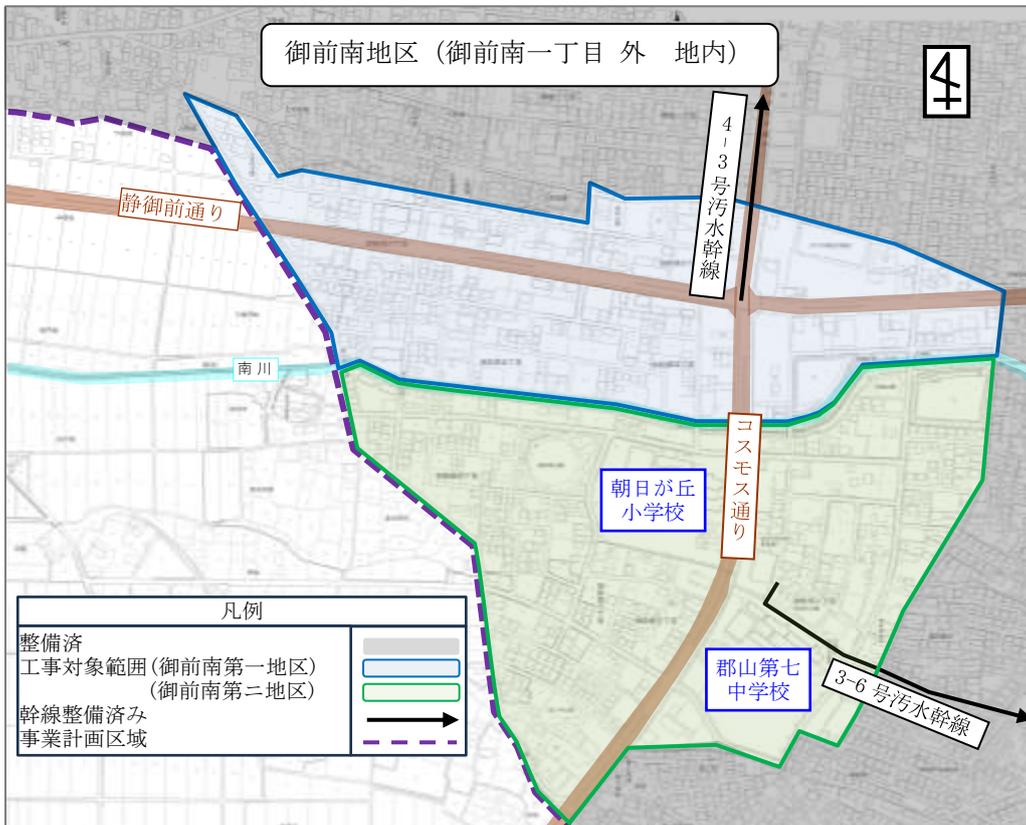


図 1-1 事業対象地

1.5 管理者の名称

郡山市上下水道事業管理者 野崎 弘志

1.6 対象施設

1.6.1 御前南第一地区

事業のうち御前南第一地区にて想定される下水道施設の概要を表 1-2 に示すとともに、下水道施設の設計条件を表 1-3 に示す。

なお、数量については、「令和 4 年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を参考としている。

表 1-2 下水道施設の概要

区分	種別		数量	単位	備考
土木	開削工	自然流下	約 6,250	m	
		圧送	約 160	m	
	推進工		約 330	m	
	マンホール工		約 150	基	
	取付管及び柵工		約 320	基	
	舗装本復旧		約 24,800	m ²	
機械・電気設備	マンホールポンプ		約 1	基	

表 1-3 下水道施設の設計条件

項目	設計条件
管径・工法及び延長	開削工法 自然流下：φ 200mm 約 6,250 m
	圧送：φ 100mm 約 160 m
	推進工法 φ 200mm 約 210 m
	φ 250mm 約 120 m
特殊構造物	耐震設計 有 マンホール形式ポンプ場（2次製品） 約 1 基 機械電気設備含む
報告書作成	有
設計協議	有
施工法等の比較検討	無
耐震計算（応答変位法）	有
耐震設計	重要な幹線等 レベル 1 及びレベル 2 地震動
	その他の管路 レベル 1 地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

1.6.2 御前南第二地区

事業のうち御前南第二地区にて想定される下水道施設の概要を表 1-4 に示すとともに、下水道施設の設計条件を表 1-5 に示す。

なお、数量については、「令和 4 年度公共下水道官民連携事業導入可能性調査業務委託（基本設計編）報告書」を参考としている。

表 1-4 下水道施設の概要

区分	種別		数量	単位	備考
土木	開削工	自然流下	約 6,980	m	
		圧送	約 230	m	
	推進工		約 130	m	
	マンホール工		約 200	基	
	取付管及び柵工		約 500	基	
	舗装本復旧		約 27,400	m ²	
機械・電気設備	マンホールポンプ		約 3	基	

表 1-5 下水道施設の設計条件

項目	設計条件
管径・工法及び延長	開削工法 自然流下：φ 200mm 約 6,980 m 圧送：φ 75mm 約 170 m 圧送：φ 100mm 約 60 m
	推進工法 φ 200mm 約 130 m
特殊構造物	耐震設計 有 マンホール形式ポンプ場（2次製品） 約 3 基 機械電気設備含む
報告書作成	有
設計協議	有
施工法等の比較検討	無
耐震計算（応答変位法）	有
耐震設計	重要な幹線等 レベル 1 及びレベル 2 地震動 その他の管路 レベル 1 地震動
設計条件補正	無
地盤条件補正	無
工区数補正	無
その他補正	無

1.7 調達概要

(1) 調達方式

事業の発注方式は、設計及び施工を一括して表 1-1 に示す各調達工事の契約者（以下、「受注者」という。）に委ねる DB 方式とする。

(2) 受注者選定方法

技術提案等の提案者を公募し、一定の条件を満たす応募者からの提案のうち当該工事の履行に最も適した者を受託者とする公募型プロポーザル方式とする。

(3) 業務特性

受注者は、郡山市上下水道局（以下「発注者」という。）が予め実施した基本設計の結果を踏襲又は改めた技術提案が可能であり、当該提案に基づき構造物の構造形式や主要諸元も含め設計及び施工を一体として行うものとする。

(4) 事業期間

契約日の翌日から令和 9（2027）年 12 月 24 日

ただし、完成期限の前倒し提案があった場合は、この限りではない。

なお、本事業については週休 2 日を想定している。

(5) 対象範囲

事業で行う工事の対象範囲は次のとおりとする。

ア 設計

- ・ 測量
- ・ 地質調査
- ・ 実施設計

イ 施工

(6) 募集要項等への反映

実施方針公表後における民間企業からの質問・意見を踏まえ実施方針に変更が生じる場合は、募集要項等に反映させる。

なお、本実施方針との相違については、募集要項等の記載内容が優先される。

1.8 業務範囲

事業においては、表 1-1 に示す各調達工事の受注者が設計及び施工を一括して受注することを前提としており、当該業務の概要は表 1-6 のとおりとなる。

表 1-6 受注者が行う業務範囲の概要

業務	備考
現地調査	設計及び施工に必要な現地調査を行う。
埋設物調査	設計及び施工に必要な埋設物調査を行う。
測量調査	設計及び施工に必要な測量調査を行う。
地質調査	設計及び施工に必要な地質調査を行う。
試掘調査	上記調査結果にともない必要と認められる場合は、施工にあたっての事前準備の一環として試掘調査を行う。
実施設計	受注者が提案時に示した内容に則し、「1.6 対象施設」に示す施設の設計を行う。
設計に伴う各種申請書類の作成	各種申請等の手続きに必要な書類を、発注者と協議の上、作成する。
関係機関協議	設計及び施工に係る関係機関との協議及び協議支援を行う。
住民説明 (広報含む)	事業の全体スケジュール及び調査・設計・施工に係る協力・調整等について、地元住民への説明及び説明会を行う。また、事業の進捗状況等の広報を行う。苦情を受けた際に当該苦情に対する処理及び発注者への結果報告を行う。権利者への公共汚水柵設置位置の確認及び「汚水柵設置位置申請書及び土地使用承諾書」の作成を実施する。
土木工事（下水道）	「1.6 対象施設」に示す公共下水道施設の土木工事を行う。
機械・電気設備工事 （下水道）	「1.6 対象施設」に示す公共下水道施設の機械・電気設備工事を行う。
工事に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類を、発注者と協議の上、作成する。
周辺環境調査・対策	必要に応じて、施工に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境対策に関する事前及び事後調査を実施する。

2. 公募手続き

2.1 公募スケジュール

募集に当たってのスケジュールは、表 2-1 を予定している。なお、本スケジュールはあくまで現時点での予定であり、今後各種状況に応じ変更され得るものである。

表 2-1 募集に当たってのスケジュール（予定）

実施内容	実施時期
実施方針の公表	令和6年9月
実施方針に関する質問及び意見の受付（締切）	令和6年10月
実施方針に関する質問に対する回答の公表	令和6年10月
募集要項等の公表	令和6年10月
資料閲覧（締切）	令和6年11月
募集要項等に関する質問の受付（締切）	令和6年11月
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和6年11月
応募受付（参加資格審査書類の提出）（締切）	令和6年11月
参加資格確認結果の通知	令和6年12月
提案書類の受付（締切）	令和6年12月
提案書類の適否を踏まえた参加資格の通知	令和7年1月
技術資料等に関するプレゼンテーション	令和7年2月
優先交渉権者の決定及び公表	令和7年3月
工事請負契約（設計・施工一括）締結	令和7年3月

2.2 各種手続き

(1) 実施方針に関する質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

提出期限	令和6年10月4日 午後5時まで
提出方法	電子メールによる実施方針に関する質問及び意見書（様式1及び様式2）を提出 なお、提出者は電子メール申請後、提出先に電話にて連絡のうえ提出状況についての確認を図ること。
提出先	郡山市上下水道局下水道整備課 (所在地) 〒963-8016 福島県郡山市豊田町1-4 4階 (電話番号) 024-932-7672 (電子メール) gesui-kanri@city.koriyama.lg.jp
質問回答	実施方針に関する質問への回答は、令和6年10月に本市ウェブサイトで公表を予定している。ただし、質問書の提出者名は公表しない。なお、意見については、公表しないとともに回答は行わない。

(2) 募集要項等公表後の手続き

募集要項等公表後の手続きについては、表 2-1 記載事項及びその他含め、詳細を募集要項にて示す。

3. 応募に関する条件

3.1 応募者の前提要件

(1) 応募形態

2者若しくは3者の構成員による特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「JV」という。）又は単独企業であること。また、JVの場合、構成員のうち少なくとも1者は郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている等級別格付がS等級であること。

なお、JVの結成方法は、自主結成であること。

(2) 応募者に求める前提要件

応募する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等に関する要綱（平成13年6月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（開札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期限が切れていない経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）を有する者であること。

オ 単独企業又はJVの構成員の1人以上が郡山市下水道工事指定店に登録していること。

カ 本事業に関するアドバイザー業務を受託した以下の者又は資本面（※1）若しくは人事面（※2）において以下の者と関係がある者でないこと。

- ・ 株式会社 建設技術研究所（本社：東京都中央区日本橋）
- ・ シティニューワ法律事務所（本社：東京都千代田区丸の内）
- ・ 鈴木法律事務所（本社：東京都渋谷区渋谷）

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。

(3) 応募者に求める資格要件

ア JVの構成員に求める資格要件

JVの構成員は、表3-1に示す資格要件を満たすこと。

表3-1 JV構成員に求める資格要件一覧

1	構成員の出資割合に関する要件	
(1)	構成員の出資割合の最小限度基準	2者の場合 30%以上 3者の場合 20%以上
2	構成員の資格要件	
(1)	構成員共通の資格要件	
ア	郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
イ	建設業の許可（建設業法第3条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること	
	許可業種	土木一式工事
(2)	代表構成員の資格要件	
ア	出資割合	構成員中最大の出資割合であること
イ	建設業の許可	土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
ウ	郡山市の令和5・6年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
	登録業種	土木一式工事
	等級別格付	市内に本店を有する者については、S等級
	総合点又は総合評定値	市内に本店を有する者 総合点が840点以上 市内に本店を有しない者 総合評定値が1,300点以上
エ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を2名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。

	オ	施工実績	本事業に関する応募公告の公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、下水道管きょ整備のうち小口径推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。
	(3) その他の構成員の資格要件		
	ア	郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。	
		登録業種	土木一式工事
		等級別格付	S 等級又は A 等級
		総合点又は総合評定値	市内に本店を有する者 740 点以上の者 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上
	イ	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。	
		資格要件	建設業法に定める資格有していること。
		雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。
		その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。 配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。 配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。
	ウ	施工実績	本事業に関する応募公告の公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、郡山市内でφ200mm の下水道管きょ整備を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。

イ 単独企業に求める資格要件

単独企業は、表 3-2 に示す資格要件を満たすこと。

表 3-2 単独企業に求める資格要件一覧

1	郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。		
	登録業種	土木一式工事	
	等級別格付	市内に本店を有する者については、S 等級	
	総合点又は総合評定値	市内に本店を有する者 総合点が 840 点以上 市内に本店を有しない者 総合評定値が 1,300 点以上	
2	建設業の許可（建設業法第 3 条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること		
	許可業種	土木一式工事	
3	次に掲げる要件をすべて満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を専任で配置することができる者であること。		
	資格要件	土木一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けていること。	
	雇用関係	参加申請書の提出日において、3 か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。	
	その他の要件	本事業における工事は、許可業種の区分に関係なく、営業所専任技術者を工事現場に技術者等として配置することはできない。	
		配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。	
配置予定技術者が申請書の提出日において特定できない場合は、配置可能な技術者を 2 名まで申請することができる。ただし、配置予定技術者は、契約書の提出日において特定するものとする。			
単独企業は、JV の構成員として当該地区の募集に応募することはできない。			
4	施工実績	本事業に関する応募公告の公告日から起算した 10 年前の日を起点とし、申請書の提出期限日までの間に、下水道管きよ整備のうち小口径推進工法を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績及び郡山市内でφ 200mm の下水道管きよ整備を元請として単独又は共同企業体の構成員として施工した実績（いずれも完了検査（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査）を終えているものに限る。）があること。	

3.2 技術者の配置要件

応募者は、工事実施に当たり法令上必要となる技術者を配置するとともに、以下の設計に係る技術者を配置しなければならない。

- 管理技術者 設計の進捗の管理を行う者。受注者自らが設計を行うか、他の者に委託し設計を行わせるかにかかわらず、受注者が配置するものとする。
- 設計主任技術者 設計の技術上の管理を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。
- 照査技術者 設計成果物の内容の技術上の照査を行う者。受注者自らが設計を行う場合は受注者が配置するものとし、設計を他の者に委託する場合は設計受託者が配置するものとする。

なお、当該技術者の兼務要件については、以下のとおりとする。

- ・ 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、管理技術者及び設計主任技術者は、これを兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を自ら行う場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者又は照査技術者を兼ねることができる。
- ・ 受注者が設計を他の者に委託する場合、現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼ねることができる。

以上に基づく、技術者の兼務要件についての概念図を図 3-1 及び図 3-2 に示す。

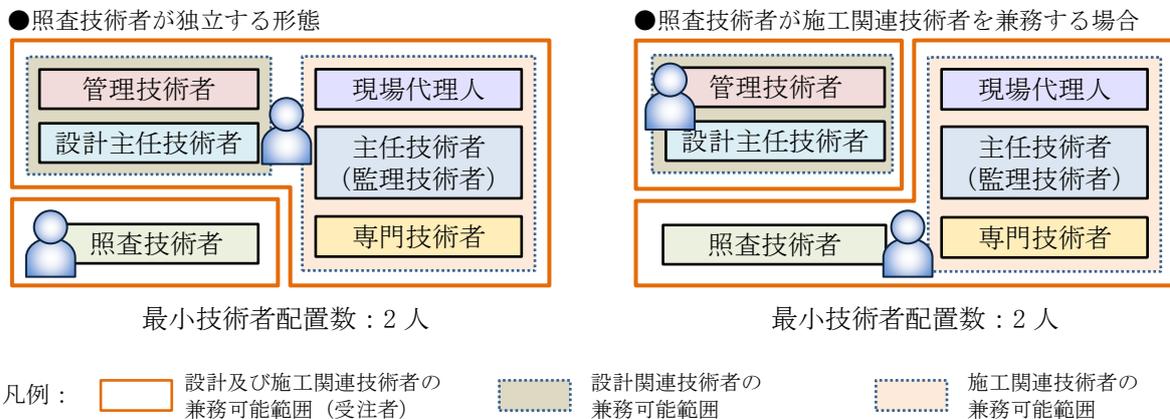
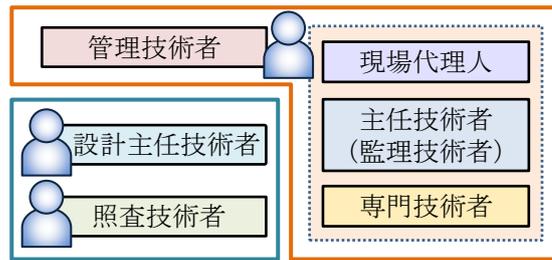


図 3-1 技術者の兼務要件（受注者が設計を自ら行う場合）



最小技術者配置数：3人

凡例： 設計及び施工関連技術者の兼務可能範囲（受注者） 設計関連技術者の配置要件（設計業務受託者） 施工関連技術者の兼務可能範囲

図 3-2 技術者の兼務要件（受注者が設計を他の者に委託する場合）

(1) 設計を行う者に共通する技術要件

ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定に基づく登録を受けていること。

イ 測量法第 48 条に規定する測量士を測量主任技術者として配置できること。

ウ 次のいずれかを有している者を地質調査主任技術者として配置できること。

(ア) 技術士（建設部門（土質及び基礎）、応用理学部門（地質）、総合技術管理部門（土質及び基礎、地質）に限る。）の資格を有する者

(イ) RCCM（地質に限る。）の資格を有する者

エ 次のいずれかを有している者を設計主任技術者として配置できること。

(ア) 技術士（上下水道部門（下水道）、総合技術監理部門（下水道）に限る。）の資格を有する者

(イ) 日本下水道事業団法施行令第 4 条第 1 項に定める第 1 種技術検定又は第 2 種技術検定に合格し、1 年以上実務経験を有する者

(ウ) 下水道法施行令第 15 条のうち第 1 号から第 6 号に定める資格を有する者で、第 1 号から第 6 号に定める実務経験を有する者

オ 設計主任技術者と照査技術者は同一の者をあてることはできない。

(2) 応募者より設計を受託する者に対する要件

ア 郡山市の令和 5・6 年度工事等指名競争入札参加有資格業者名簿において「土木設計」に登録されている者であること。

イ 複数の応募者からの設計受託を予定していない者であること。

ウ 本事業に関するアドバイザー業務を受託した以下の者又は資本面（※1）若しくは人事面（※2）において以下の者と関係がある者でないこと。

- ・ 株式会社 建設技術研究所（本社：東京都中央区日本橋）
- ・ シティニューワ法律事務所（本社：東京都千代田区丸の内）

・ 鈴木法律事務所（本社：東京都渋谷区渋谷）

（※1）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

（※2）代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

3.3 応募資格の喪失

応募資格の確認結果の通知後、構成員のうちいずれかの者が以下に掲げる事項に該当する事象が発生したときは、事業に係る工事調達への応募参加を否認する。

ア 告示の日から契約締結までの間に「3.1 応募者の前提要件」に定める要件を満たさなくなったとき。

イ 応募参加資格確認申請書（当該書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をしたとき。

4. 審査及び選定に関する事項

4.1 選定審議会

審査及び選定を行うにあたり、発注者は、学識経験者及び市職員から構成する「郡山市公共下水道整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）」を設置する。なお、審議会の委員については、募集要項等公表時に明らかにする。

審議会は、審査基準となる「優先交渉権者決定基準」をあらかじめ定め、これに基づき応募者の技術提案等の審査を行う。

4.2 審査基準

提案の審査は、「技術能力」、「技術提案」、「社会性」を審査する。具体的には以下の内容を想定しているが、詳細については別途定める「優先交渉権者決定基準」のとおりとする。

(1) 企業の技術能力に関する審査

- 同種設計及び工事实績等による応募者（代表企業及び構成員）の技術力に関する審査

(2) 技術提案に関する審査

- 各業務及び工事における施工体制や品質確保等に関する審査
- 技術的提案に基づく経済的貢献度に関する審査

(3) 社会性に関する審査

- 応募者の地域活動や災害活動実績等による地域貢献度に関する審査
- 働き方改革に関する取組等による企業の社会的優位性に関する審査

4.3 優先交渉権者の選定

審議会は、審査結果を基に最優秀提案者及び次順位提案者の選定を行う。審議会は、表 1-1 に掲げる各工事の最優秀提案者及び次順位提案者の選定を、同日の予め定めた時間に御前南第一地区、御前南第二地区の順で行う。

発注者は、審議会の審査結果をもとに優先交渉権者を決定する。

4.4 選定における JV の構成

参加表明書の提出後に構成員の組み換えを行うことは、受注者選定における公平性の観点から認めない。なお、優先交渉権者として選定された応募者の構成員が、表 1-1 に掲げる他の工事に対する応募者の構成員又は単独企業としての応募と重複することは可能とする。

なお、表 1-1 に掲げる工事に重複して応募する場合、現場代理人及び主任技術者（監理技術者）は両地区同一の者とするとはできない。

4.5 審査結果の公表

発注者は、審議会における審査結果を取りまとめて、本市ウェブサイト等で公表する。

5. 提出書類の取扱い

5.1 提出における前提

応募者から提出を受けた書類は返却しない。また、技術提案及び応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

5.2 著作権の帰属

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、発注者が必要と認める場合には、事業に対する提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、受注者以外の応募者提案については、事業の公表以外には原則的に使用しない。

ただし、発注者に提出された資料は、郡山市情報公開条例に基づき、公開することができる。

5.3 特許権等の取扱い

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、工事方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6. 受注者の責任

6.1 基本的考え方

事業の工事では、施設の設計及び施工の請負契約を締結するものであり、受注者は当該工事の実施にあたり必要な関係法令を遵守するものとする。設計及び施工の責任は、原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途、受注者と協議の上、発注者が責任を負うものとする。

6.2 要求水準と契約不適合

(1) 要求水準

事業に関する要求水準は、要求水準書に示す。

(2) 契約不適合が生じた際の措置

発注者は、受注者が本事業の実施にあたり、事業期間、設計成果物及び工事目的物等について受注者の責により要求水準書（案）に適合しない事象（以下「契約不適合」という。）が生じた場合、受注者に対し修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。また、受注者の責による「1.7 (4) 事業期間」に記載の事業期間の延長は、原則認めないものとし、当該事情に鑑み発注者が認めた場合に限り事業期間の延長を可能とする。

発注者は、契約不適合及び事業期間の延長に伴い生じた損害の賠償を、受注者に対し請求できるものとする。

詳細については、契約約款及びその他契約図書に定めるとおりとする。

6.3 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、別途、要求水準書に示す。

7. 発注者による監督

発注者は、受注者が契約図書に定められた事項及び技術提案に基づき事業の対象となる工事について、地方自治法第 234 条の 2、地方自治法施行令第 167 条の 15 に基づき工事監督を行う。

発注者による工事監督の概要は以下のとおりとする。なお、詳細については、別途公表する契約図書のとおりにする。

(1) 契約内容に関する事項

- ア 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- イ 発注者が示した契約図書の記載内容に関する受注者の確認の申し出、質問に対する承諾又は回答

(2) 実施設計に関する事項

- ア 事業に係る工事の実施設計の進捗確認、発注者が示した契約図書及び受注者が示した技術提案内容との整合を確認
- イ 発注者が示した契約図書及び受注者が示した技術提案に基づく、実施設計の承諾

(3) 施工に関する事項

- ア 発注者が示した契約図書及び受注者が示した技術提案並びに受注者が提出し発注者の承諾を得た実施設計に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査

(4) 工事完成に関する事項

- ア 完成検査実施にあたり、受注者が作成した検査に必要な工事書類の確認

8. 契約に関する事項

8.1 制限価格

事業の工事に対する技術提案を公募するにあたり設ける制限価格については、募集要項公告時に提示する。

8.2 契約保証金

事業の工事に対する契約保証金は次に示すとおりとする。なお、各保証及び保険の取扱いについて対象機関との協議・調整が必要となる場合は、事業の実施方針及び要求水準書（案）を活用することを認める。

- ア 契約保証については、郡山市上下水道局契約規程（昭和 42 年郡山市水道局規程第 8 号。以下「規程」という。）の定めるところにより、契約書に付して提出すること。ただし、受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、かつ受注者が当該保険証書を発注者に提出した場合は、規程第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

9. 工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業の工事計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、発注者と受注者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、郡山市公共下水道整備事業設計施工請負契約約款に従う。また、契約等に関する紛争については、福島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。